

アトピー咳嗽は慢性咳嗽の診断治療に重要な疾患概念か?: CON

京都大学呼吸器内科 新実彰男

アトピー咳嗽は、Fujimuraらが提唱した慢性咳嗽の一原因疾患である。他の原因疾患の合併例も含めた慢性咳嗽患者におけるその頻度は、Fujimuraらは36%と報告しているが、当科および関連施設での計5回の調査では3-16%、藤森らの遷延性乾性咳嗽患者の検討では12%であった。またアトピー咳嗽の診断名が登場しない報告も見られる。このようにアトピー咳嗽の頻度は必ずしも高いとはいえない。報告者や検討時期により頻度にばらつきがあることには、病態に関与する花粉等の抗原量の差など地域差の関与がまず考えられる。しかし疾患の定義や診断基準において、狭義のアトピー (common allergenへの感作) が証明されない症例にも「アトピー」咳嗽の診断名がつくこと、厳しい診断基準では咳感受性亢進の証明が必須であること (本検査の普及度ならびに診断的特異性の問題)、簡易診断基準でその使用による咳嗽消失が必須となっているヒスタミンH1拮抗薬やステロイド薬が本症の特異的治療薬ではないこと、などの点が本症の本態をややわかりづらくしており、感染後咳嗽などの患者にアトピー咳嗽の病名がつけられてしまう可能性も否定はできない。

しかしながら、アトピー咳嗽としか病名がつけられない症例 (抗原感作や咳の季節性などアレルギーの関与が示唆されるが、変動性の気流閉塞が全く見られず気管支拡張薬が無効の例) が存在することも確かである。アトピー咳嗽の診断名を用いる臨床医がそれぞれに思い描く本症の典型的臨床像が、微妙に異なっている可能性があり、本症の概念について今一度確認が必要かもしれない。